

## NOSAI 茨西女性の会規約

### (目的)

第1条 地域農村の中で重要な役割を担っている女性の活躍の輪を広げ、慣行にと  
られない地域活動を積極的に進めることにより、農業の活性化と農業保険制度  
の理解を深めることを目的とする。

### (名称及び所在地)

第2条 この会は、NOSAI 茨西女性の会(以下「女性の会」という。

所在地は、茨城県結城郡八千代町大字松本500番地、茨城県西農業共済組合  
に置く。

### (会員資格)

第3条 この女性の会は、茨城県西農業共済組合の組合加入者及びその家族の女性  
とする。

### (会員及び構成)

第4条 会員は、前条の資格を有する者で申込により会員となり、その者をもって女性の  
会を構成する。

### (活動)

第5条 この女性の会は、第1条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 女性の会相互の親睦と連絡に関すること。
2. 女性の共済意識の高揚とNOSAI 事業に関すること。
3. ゆとりある農家生活の確保と農業経営に関すること。
4. その他目的達成に必要なこと。

### (役員)

第6条 この女性の会に役員を置く。

役員は、次の各地域からの代表者とし、代表者は支部長および副支部長とする。

筑西市下館、筑西市明野、筑西市関城、筑西市協和、桜川市真壁、  
桜川市大和、下妻市下妻、下妻市千代川、結城市、八千代町、  
常総市水海道、常総市石下、古河市古河、古河市総和、古河市三和、  
五霞町、境町、坂東市猿島、坂東市岩井

(任期)

第7条 役員任期は3年とし再任を妨げない。

(会長、副会長)

第8条 この女性の会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 役員の中から会長1名、副会長1名、監事2名を互選する。

3 会長は、この女性の会を代表し事業活動を総括する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。

(総会)

第9条 この女性の会は、毎年1回、総会を開き、活動計画の設定、活動報告、その他必要な協議を行う。

- 2 第1項においてやむを得ない理由で総会が開催できない場合は、役員に一任することができる。

(事業年度)

第10条 この女性の会の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第11条 この女性の会の事務局は会長宅に置く。

(経費および会計管理)

第12条 この女性の会の経費は、助成金、その他の収入をもってこれにあてることとし、会計管理は会長、副会長が行う。また、監事2名は年度末または必要に応じて会計を監査する。

(顧問)

第13条 この女性の会に顧問を置くことができる。

(附則)

1. この規約は平成 17 年 9 月 7 日から施行する。
2. この規約の改正は、総会において出席した会員の過半数によって定める。
3. この規約は平成 18 年 6 月 4 日から施行する。
4. この規約は平成 21 年 4 月 10 日から施行する。
5. この規約は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
6. この規約は平成 27 年 6 月 23 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
7. この規約は平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
8. この規約は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
9. この規約は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。